

日整連第15-364号
平成15年12月12日

警察庁交通局長
人見信男 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 豊崎 寛

駐車違反に係る反則金未納自動車の継続検査受検を拒否する制度の
設定に関する要望について

向寒の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営に深いご理解を賜りまして誠に有難うございます。

さて、現在、警察庁におかれましては、駐車違反に係る反則金未納自動車の継続検査を拒否する制度の設定を検討されておりますが、自動車整備業界においては、次の理由で本制度の設定に反対致しますので、ご理解賜るようお願い申し上げます。

◎理由

- (1) 認証整備事業者は自動車ユーザーから車検整備の依頼を受け、必要な点検整備を実施した後、車検を受けに当該自動車を検査場等に持ち込むこととなりますが、この自動車が反則金未納車である場合、整備事業者はそのことが受検申請するまで分からず、結果的に車検を受けられない事となります。しかし、当該自動車の点検整備を既に実施していることから、当然それまでに掛かった費用を依頼者に請求することとなりますが、車検が受けられなかったことから、依頼者は費用の支払いを拒否することは明らかで、トラブルが生じることは明らかであります。
- (2) さらに、指定整備事業場（民間車検場）にて車検を受検した場合には、当該事業場において点検・整備をした後に、検査を実施し保安基準適合標章を交付した自動車は、その時点で運行が可能となることから、後日、自動車検査証の更新のために保安基準適合証等を検査場等に持ち込んだ際に、当該自動車が継続検査を受けられないことが判明しても既に運行の用に供されており、その後の收拾を指定整備事業者に委ねることは困難であります。
- (3) また、反則金未納車であることを知らぬまま点検整備を実施した自動車の継続検査を受けるため、緊急避難的に、やむを得ず整備事業者が一時反則金を立て替えることも予測されますが、公安委員会の督促にも応じない者が、継続検査合格後に、整備事業者の要請で整備事業者が立て替えた反則金を素直に支払うとは考えられず、結果的に整備事業者が負担させられる可能性が非常に高いと考えます。

以上